

雇用保険法

失業したときの安全ネット

小川英郎／弁護士（ウェール法律事務所）

失業給付 いくら出る？

労働者にとって、仕事を失い、収入を断たれることはほどつらいことはありません。そんなときの安全ネットが、雇用保険からの失業等給付です。

雇用保険法は、失業保険法（47年制定）に代わって74年に制定されました。労働者が失業した場合などに必要な給付を行うことで、生活や雇用の安定を図り、その就職を促

進することを主な目的とする政府管掌の保険制度です。

09年の改正で、失業等給付の受給要件である保険料納付期間が「過去1年」から「過去6ヶ月」に短縮され、非正規労働者の加入要件も「1年以上」の雇用見込みが「6ヶ月以上」に緩和されました。派遣労働者の場合、いわゆる登録型であっても、6ヶ月以上上の勤務継続が見込まれる場合は加入できます。

中心となるのが、失業時に支給される「基本手当」です。

定年、倒産、契約期間満了などで離職した際、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1日も早く再就職できるよう支給されるものです。支給日数は、離職した日の年齢や被保険者であつた期間、離職理由などによって決まります（表）。

特に、倒産・解雇などで、再就職の準備をする時間的余裕がないまま離職を余儀なくされた人（離職者）が、たとえば英会話やパソコン、資格取得のための講座などを受講し修了した場合、費用の20%（上限10万円）が支給されます。ただし、厚生労働大臣の指定する講座であることが必要です。

課題もあります。日本の失业給付は、失業者の2割程度しか受給しておらず、国際的にみても低い水準にあり、生活困窮者を生み出す原因となっていることです。安全ネットの拡充が必要です。

雇用保険による「基本手当」の支給日数

解雇・倒産等による退職の場合

区分	被保険者期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満		90日	120日	180日	—	
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日	
35歳以上45歳未満				240日	270日	
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日	
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日	

自発的な退職の場合

区分	被保険者期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
全年齢		—	90日	120日	150日	

と能力があるにもかかわらず、努力しても職業に就くことができない「失業の状態」にあることを示さなければなりません。

せん。したがって、▽病気やけがですぐには就職できないとき、▽妊娠・出産・育児のためすぐには就職できないとき、▽定年などで退職し、しばらく休養しようと思つているときなどは受給できません。

なお、手当を受

給するには離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12カ月以上あることが必要です。

（ただし、特定受給資格者・特定理由離職者については、離職の日以前1年内に被保険者期間が通算6ヶ月以上必要です。）

また、「就職促進給付」として、正社員として再就職した人には「再就職手当」が、パート・アルバイトなど非正社員に受け取れる金額です。が、（基本手当日額×給付日数）が支給されます。基本手当額は失業前の賃金の多寡で異なりますが、年齢によつて現在は以下のよう上限が定められています。（上限額は毎年見直されます）。

実際に受け取れる金額ですが、（基本手当日額×給付日数）が支給されます。基本手当額は失業前の賃金の多寡で異なりますが、年齢によつて現在は以下のよう上限が定められています。（上限額は毎年見直されます）。